



知っていますか -⑦-

動物取扱業者の規制と動物販売業者の責務(第8条、第10条～第24条)

哺乳類、鳥類、爬虫類を業として取り扱い、営利性がある場合は第一種動物取扱業、営利性がなく飼養施設を持ち一定数以上の動物を取り扱う場合は第二種動物取扱業となります。第一種動物取扱業者のうち、動物を販売する者は、購入者に対し、飼い方、習性などを説明する義務があります。施設や動物の取扱いなどに問題がある場合、登録及び届出先である都道府県知事等は、改善するよう指導、勧告、命令、報告徴収、立ち入りなど行うことができます。

第一種動物取扱業者 →登録が必要	第二種動物取扱業者 →届出が必要
<p>対象) ペットショップ、ブリーダー、ペットホテル、動物プロダクション、動物園、ふれあい施設、訓練士、老犬猫ホーム、動物カフェ、オークション、トリマー、その他インターネットなどを利用した代理販売やペットシッター、出張訓練士のような飼養施設が無い場合も対象になります。</p> 	<p>対象) 動物保護団体のシェルター、公園等での非営利展示など人の居住部分と区分できる飼養施設において、営利を目的とせず一定数以上の動物を取り扱う者。 3頭以上 牛、馬、ダチョウ、シカなど 10頭以上 犬、猫、ウサギ、アヒルなど 50頭以上 リス、インコなど</p> 

ペットとして飼わなくても動物にかかわることはできます。生活環境や飼養費用、飼い主の年齢など条件が整わない場合には無理して飼わないこと。飼う場合には以下のようなことに注意して、動物を適切に扱っている信頼できる動物取扱業者を選びましょう。

■飼い主になる際の注意点 (哺乳類・鳥類・爬虫類)

- ・店舗やホームページの見やすい場所に第一種動物取扱業者の登録番号などの標識や情報が掲示されていますか。(事業所以外では胸元などに掲示)
- ・購入時にはあらかじめ現物確認と対面説明を受けましたか。 ※幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限あり
- ・平均寿命や適切な飼養、病歴や遺伝性疾患の発生状況など18項目の説明を受け、理解して署名しましたか。
- ・動物の飼養や保管等に問題がなく、規則を守った展示をしていますか。(犬猫8時～20時※条件により22時)
- ・自治体や保護団体からの譲渡の際にも、その動物の特徴や適切な飼い方、譲渡の条件をよく確認しましょう。

！ 災害時にペットを守れるのは飼い主だけです！

災害は突然起こります。いざというとき、あなたの家族とペットがともに安全に避難でき、一緒に暮らせるように、日ごろからの心構えと備えが大切です。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ケージを固定するなど住まいの防災対策 | <input type="checkbox"/> 迷子札やマイクロチップなど所有明示の徹底 |
| <input type="checkbox"/> 家族や近所との災害に備えた話し合い | <input type="checkbox"/> 不妊去勢をしておく(ストレス軽減と繁殖の防止) |
| <input type="checkbox"/> 避難所の場所など情報収集と避難訓練 | <input type="checkbox"/> ワクチンなどの健康管理 |
| <input type="checkbox"/> ペットフードやシーツなど備蓄品の準備 | <input type="checkbox"/> ケージに入る、むやみに吠えないなどのしつけ |
| <input type="checkbox"/> 一緒に連れて逃げられる頭数しか飼わない | <input type="checkbox"/> 人や他の動物に慣らしておく |
| <input type="checkbox"/> 猫は室内飼いを徹底(外にいと連れていけない) | <input type="checkbox"/> 様々な音や物に慣らしておく |

※「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では緊急時対策についても飼い主の責務としています。



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
 所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>
 平成30年8月発行



○お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ